

令和 7 年 6 月 23 日

組合員の皆さまへ

大阪市職員共済組合  
(保健医療係：6208-7591～7593)

育児休業支援手当に係る手続き等について

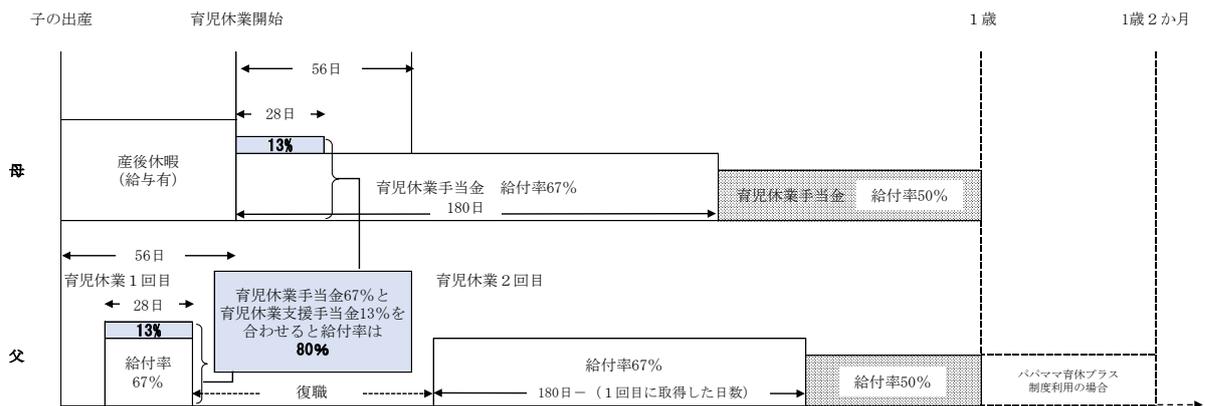
本年4月1日から支給開始の育児休業支援手当については、令和7年3月12日と4月24日に事前周知を行ってきましたが、手続き等の詳細が決まりましたので、次のとおりお知らせします。

記

1 制度概要

育児需要の高い時期である子の出生後一定期間内に両親ともに育児休業等を取得することを促進するため、令和7年4月1日以降の対象期間内に、原則として、両親ともに週休日を含む通算14日以上の子の出生後一定期間内に両親ともに育児休業等を取得した場合、最大28日間(28日には週休日を含みますが、給付は週休日を除く。以下同じ。)、1日につき標準報酬の日額の13%に相当する金額を現在の育児休業手当金に上乗せして支給します。

◆令和7年4月1日以降の支給イメージ



また、令和7年3月31日以前から育児休業等を取得しており、令和7年4月1日以降の対象期間内に原則として、両親ともに週休日を含む通算14日以上の子の出生後一定期間内に両親ともに育児休業等を取得した場合も、支給対象となります。

(1) 支給要件

育児休業支援手当の支給対象となるには、育児休業手当金の受給資格者が、原則、次の①及び②の両方の要件を満たす必要があります。

また、令和7年3月31日以前から引き続き育児休業等を取得している場合は、令和7年4月1日から育児休業等が開始されているものとします。

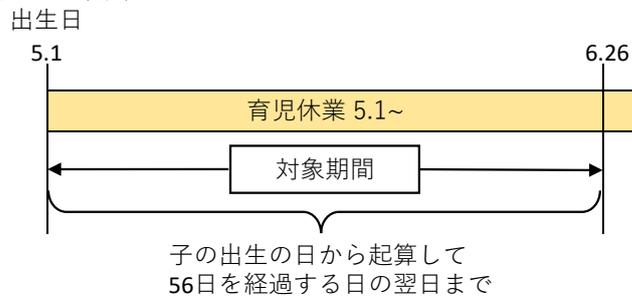
- ① 組合員が対象期間内に育児休業等を取得した日数が週休日を含む通算 14 日以上であるとき
- ② 組合員の配偶者が、組合員の子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までの期間内に、配偶者育児休業等を取得した日数が週休日を含む通算 14 日以上であるとき

(2) 対象期間

育児休業支援手当金の支給対象となる、組合員本人が取得する育児休業等の対象期間は、次のいずれかの期間となります。

- ① 組合員の育児休業等に係る子について、産後休暇等をしなかったとき（組合員が男性又は当該子が養子の場合）

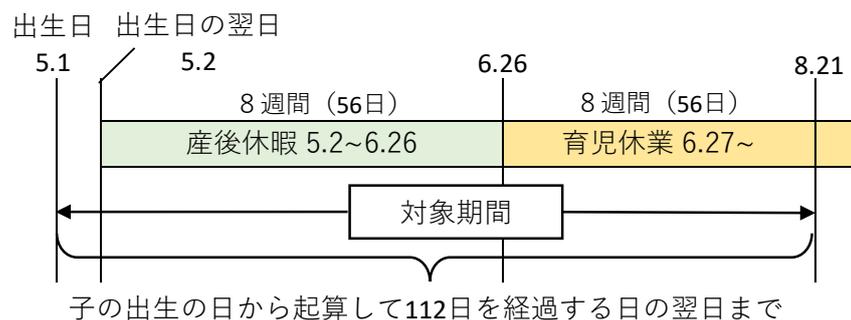
当該子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日（子の出生の日から 57 日間）までの期間



- ② 組合員の育児休業等に係る子について産後休暇等を取得したとき（組合員が女性かつ、当該子が養子でない場合）

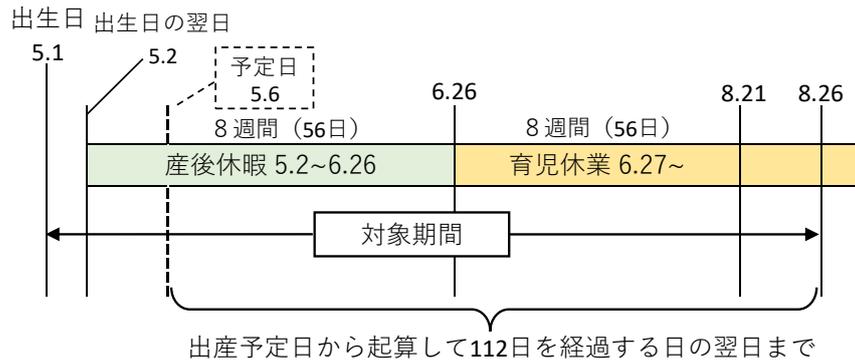
(ア) 出産の予定日に当該子が出生した場合

当該子の出生の日から起算して 112 日を経過する日の翌日（子の出生の日から 113 日間）までの期間



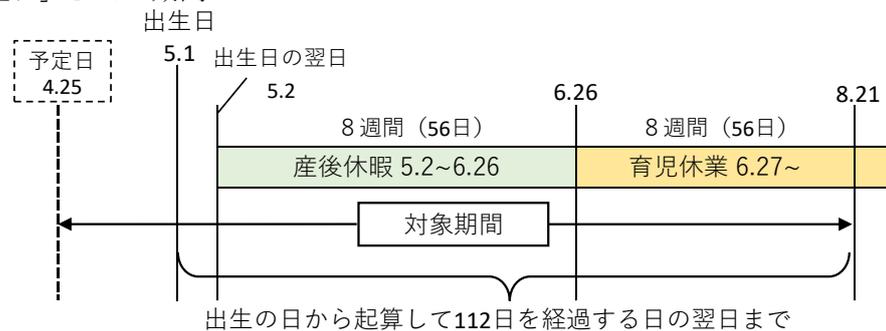
(イ) 出産の予定日前に当該子が出生した場合

「当該出生の日」から「当該出産予定日から起算して 112 日を経過する日の翌日」までの期間



(ウ) 出産の予定日後に当該子が出生した場合

「当該出産予定日」から「当該出生の日から起算して112日を経過する日の翌日」までの期間



(3) 組合員の支給要件のみで請求することができるとき

子の出生の日の翌日時点で組合員の配偶者が次の①から⑥までのいずれかに該当する場合は、組合員の要件（上記（1）支給要件①）のみで育児休業支援手当金を請求することができます。

なお、次の①から⑥までのいずれかに該当することを確認できる書類の提出が必要です。

詳細は、別紙1「育児休業等を取得する配偶者がいない場合の添付書類一覧」をご確認ください。

- ① 配偶者が産後休暇等中
- ② 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
- ③ 配偶者が無業者（無職）
- ④ 配偶者からの暴力を受け、別居中
- ⑤ 配偶者がいない
- ⑥ その他、上記①から⑤以外の理由で配偶者が育児休業等をする事ができない場合、配偶者が組合員の育児休業等に係る子と法律上の親子関係がない場合、又は配偶者が行方不明となっている組合員等

(4) 育児休業支援手当金を支給しないとき

組合員が育児休業支援手当金の支給を受けたことがある場合において、次の①から④のいずれかに該当する育児休業等を取得したときは、育児休業支援手当金は支給しません。

- ① 同一の子について、当該組合員が複数回の育児休業等を取得することが妥当である

場合に該当しない育児休業手当金が支給される育児休業等を2回以上取得している場合における、2回目以後の育児休業等

- ② 同一の子について、当該組合員が5回以上の育児休業等（当該育児休業等を5回以上取得することについて、やむを得ない理由があるものとして総務省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合における5回目以後の育児休業等
- ③ 同一の子について、当該組合員が取得した育児休業等ごとに、当該育児休業等を開始した日から終了した日までの日数を合算して得た日数28日に達した日後の育児休業等
- ④ 同一の子の育児休業等について、雇用保険法の規定による出生後休業支援給付金の支給を受けることができるとき

## 2 育児休業支援手当金の上限額（給付上限相当額）

2,781円（1日あたりの上限額。令和7年8月1日に改定予定。）

※給付上限相当額は、雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に30を乗じて得た額の13%に相当する額を22で除して得た額とする。

【地方公務員等共済組合法第70条の3第4項】

算出式：15,690円×30×13/100÷22=2,781円（円未満切捨て）

## 3 提出書類

- (1) 育児休業手当金兼育児休業支援手当金請求書/育児休業掛金免除申出書（両親ともに育児休業をする場合の特例用）（以下「支援手当金請求書」という。）

**※様式変更（新様式の取扱いは、下記4をご確認ください。）**

- ・ 新様式の申請項目欄『育児休業支援手当金』にチェックし、その他必要項目をご記入ください。
  - ・ 育児休業手当金及び育児休業掛金免除と合わせて請求される場合は、申請項目欄は申請される全ての項目にチェックしてください。
- (2) 組合員本人の育児休業承認書の写し  
組合員が市長部局・水道局である場合は、所属所（市長部局にあつては総務事務センター。以下同じ。）で添付しますので、添付不要です。
  - (3) 配偶者の育児休業等取得を確認できる書類（育児休業取扱通知書の写し等）  
なお、組合員及び配偶者のどちらも同一の所属所（市長部局・水道局）である場合は、配偶者の育児休業承認書も所属所（市長部局にあつては総務事務センター）で添付しますので、添付不要ですが、組合員と配偶者の所属所が相違している場合は、添付が必要です。
  - (4) 組合員の配偶者であることを確認できる書類（世帯全員の続柄ありの住民票の写し等公的な書類）※コピー不可
  - (5) 育児休業等を取得する配偶者がいない場合は、別紙1「育児休業等を取得する配偶者がいない場合の添付書類一覧」に記載の添付書類の提出が必要です。

**\*その他添付書類が必要となる場合があります。**

#### 4 新様式の取扱い

育児休業支援手当金を請求される場合、必ず新様式での申請をお願いします。先に育児休業手当金請求書を提出されている場合であって、追って支援手当金請求書を提出いただくことは可能です。

また、育児休業支援手当金の請求を行わない場合は、旧様式で当組合へ提出された場合でも受付しますが、育児休業支援手当金は請求されていないものとして取り扱います。

なお、当組合へ提出済みの育児休業手当金請求書があり、育児休業支援手当金の請求に必要な添付書類が育児休業手当金請求書に添付されている場合は、再度、添付書類を提出いただく必要はありません。

#### 5 組合員からの請求によらない育児休業支援手当金の支給について

令和7年4月1日以降の育児休業手当金を支給した組合員の中で、既に当組合に提出された育児休業手当金請求書から育児休業支援手当金の支給要件に該当することが確認できる場合は、支援手当金請求書及び添付書類の提出は不要です。

当該対象者については、組合員からの支援手当金請求書の提出によらず、令和7年7月24日に育児休業支援手当金を支給します。

#### 6 支援手当金請求書の提出が必要な組合員へのご案内について

次の(1)から(3)の全てに該当する組合員については、育児休業手当金の支給決定通知書に育児休業支援手当金の請求に関する案内文及び請求書を同封します。

- (1) 令和7年6月24日までに令和7年4月1日以降の育児休業手当金を支給した組合員
- (2) 育児休業支援手当金の支給要件に該当することが当組合で確認できなかった組合員
- (3) 育児休業支援手当金の支給対象期間が1日以上あることが明らかな組合員

令和7年5月26日までに育児休業手当金の支給が完了し、令和7年6月24日に育児休業手当金の支給決定通知書を送付する予定のない組合員には、令和7年6月中に個別案内を行う予定です。

#### 7 提出書類の提出先

所属所（市長部局にあつては総務事務センター）へご提出ください。

#### 8 その他

具体的な事例等は、別紙2「育児休業支援手当金に係るQ&A」を参照してください。